

## 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

この仕様書は、夕張市（以下「市」という。）において保管する低濃度 PCB 廃棄物の収集及び処分を適正に行うべく、業務の使用を示すものである。

### 1 業務名

低濃度 PCB 廃棄物収集運搬外及び処分業務

### 2 業務の対象となる低濃度 PCB 廃棄物の保管場所

夕張市役所 地下1階電気室（夕張市本町4丁目）

### 3 業務概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインその他関係法令等を遵守し、業務の安全に十分配慮しつつ、市において保管している低濃度 PCB 含有廃棄物において、適正に収集及び処理施設への運搬並びに処分を行うもの。なお履行期間中に最終処分が完了されていること。

### 4 業務内容

- ① 低濃度 PCB 廃棄物（以下「対象物」という。）の事前照合
- ② 保管庫から対象物の搬出作業（一部解体を含む）
- ③ ②で搬出した場所から処分業者までの運搬業務
- ④ 運搬先での処分業務

### 5 搬出対象物

別紙1のとおり

### 6 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 7 収集運搬に係る搬出経路および作業日程

搬出経路は別紙2のとおりとするが、変更が生ずる事案が発生した場合には、甲乙協議の上決定する。

作業日程は、現在コンデンサ3台が使用中であるため、物品の取替終了後の9月から予定している。

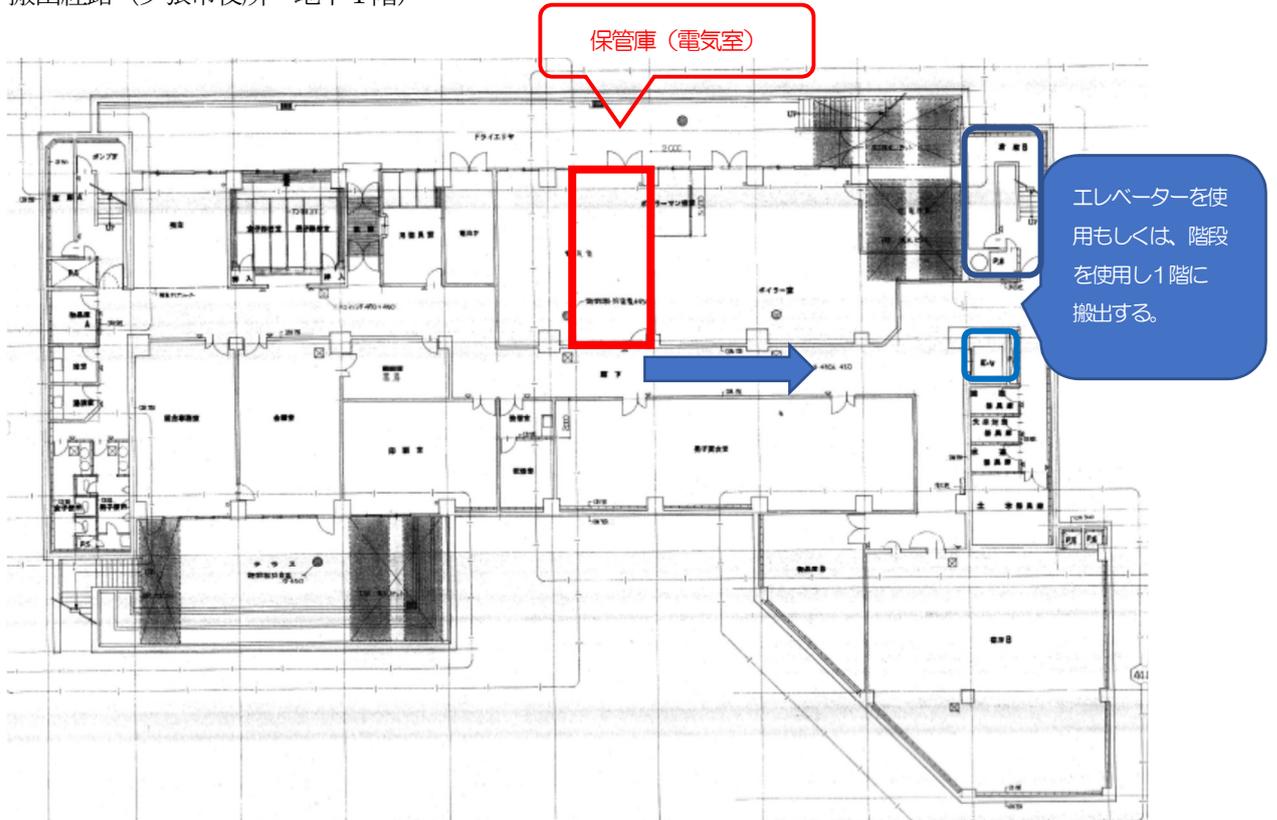
### 8 その他

- (1) 本業務実施にあたっては、あらかじめ実施工程表等を委託者に提出し承諾を得ること。
- (2) 本業務の作業に当たり PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者公衆修了者を配置すること。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により、業務中又は業務遂行後に生じた故障・破損及び事故等については、一切を受託者の責任において処理すること。
- (4) 本業務実施にあたっては、低濃度 PCB 廃棄物収集、運搬ガイドライン（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に準拠すること。
- (5) 業務実施にあたり安全に留意するとともに、他の設備に支障がないようにすること。
- (6) 本業務に必要な工具及び消耗品は、原則として受託者負担とする。
- (7) 疑義が生じた場合は事前に委託者と協議のこと。

## 搬出対象物

No.	区分	製造者	型式	製造番号	製造年月	PCB濃度 (mg/kg)	容量 (kVA)	総重量 (kg)	油量 (%)
3	トランス	東京芝浦 電気	HCE-SI	74010483	1974	1.2	300	1,060	325
6	コンデン サー	東京芝浦 電気	BRTR- A6JIR	77505234	1977.07	0.94	50	28	不明
7	コンデン サー	東京芝浦 電気	BRTR- A6JIR	77505234	1977.07	0.94	50	28	不明
8	コンデン サー	東京芝浦 電気	BRTR- A6JIR	77505234	1977.07	0.94	50	28	不明
14	トランス	愛知電機 工作所	TSO-C1	K007571	1978.06	30	30	240	53
16	トランス	三菱電機	RAT	C190717	1978	18	75	520	100
17	トランス	東京芝浦 電気	HCTR-SI	74041386	1974	1.2	300	1,260	272

搬出経路 (夕張市役所 地下1階)



搬出経路 (夕張市役所 1階)

